

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	イビデン株式会社
【英訳名】	IBIDEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河島 浩二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市神田町2丁目1番地
【縦覧に供する場所】	イビデン株式会社東京支店 (東京都千代田区丸の内2丁目4番1号 丸の内ビル29階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) (注)上記のイビデン株式会社東京支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のために縦覧に供しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 河島浩二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは電子、セラミック、その他の事業を営む製造業の連結グループであり、財務報告又は事業上の重要性を考慮し、売上高が重要な事業拠点の選定指標として適切であると判断いたしました。これまでの全社的な内部統制の評価結果が有効であることから、「重要な事業拠点」の対象は、当社グループの主要事業である電子事業およびセラミック事業に携わる各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね3分の2に達している6事業拠点を選定したうえで、さらに固定資産額が大きく、製品供給の観点から特に重要な2製造拠点を追加し、計8事業拠点といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、製造業としての特性を勘案し、当社グループの経営成績を測る上で重要な指標である売上高、製品の製造・販売という主要な収益獲得活動に不可欠な要素となる売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、当社グループは、事業用の設備、不動産など様々な有形・無形の固定資産を所有していること、減損の兆候の識別、将来キャッシュ・フローの算定には見積りと経営者による予測を伴うことから、固定資産の評価に係る決算財務プロセスを評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。